

1. エネルギー

(1) 国民・事業者の負担軽減等

- 電力の規制料金の改定申請について、国民生活への影響を最小限にするため、最新の燃料費・為替を反映した補正を事業者に求め、4月という日程ありきではなく、厳格かつ丁寧な審査を行う。また、再エネ賦課金については、市場価格の状況を反映した改定を行い、4月の電気代（5月請求分）から負担が軽減される見込み。

※エネルギー供給構造の強化を図るとともに、省エネ等需要サイドの構造転換を進め、GXを着実に推進する。

- 特別高圧契約向けの支援、LPGガス利用者の負担を実際に軽減するための支援等を講じる（3.（1）に再掲）。

(2) 中小企業による、物価高騰や賃上げへの対応支援

- 価格転嫁対策の強化、パートナーシップ構築宣言の拡大、資金繰り支援の継続、各種補助金等を活用した賃上げ支援等を推進する。

2. 食料品

(1) 酪農や養鶏など幅広い農業者の負担軽減を図る飼料価格高騰対策

①配合飼料等の価格高騰対策

- 1~3月期については、10~12月期の緊急対策を拡大する。
- 4~6月期以降については、配合飼料価格の高止まりによる飼料コスト急増を適切に抑制するための新たな特例を基金制度内に創設する。

②酪農対策

- 配合飼料に加え購入粗飼料の高騰や需要の減少等により特に収益性が悪化している酪農経営について、引き続き消費・輸出拡大等に取り組みつつ、購入粗飼料等のコスト上昇に対する補填等を行う。

(2) 輸入小麦の政府売渡価格の激変緩和

- 次期（本年4~9月期）の輸入小麦の政府売渡価格について、ウクライナ情勢直後の急騰の影響を受けた期間を除く直近6ヶ月間の買付価格を反映した水準まで上昇幅を抑制（13.1% ⇒ 5.8%と半分以下に抑制）する激変緩和措置を講じる。

※その他、農業水利施設の省エネルギー化推進対策を令和5年9月まで実施する。

3. エネルギー・食料品価格高騰に対する地域の実情に応じた取組の支援・負担感が大きい低所得者層への支援

(1) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額

- 交付金を積み増し、特別高圧契約向けの支援や、LPGガス利用者への支援に加え、医療・介護・保育施設、学校施設、街路灯等の電気代等の負担増への支援、学校給食費負担軽減の取組への支援等、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を一層強化する。
- 交付金を積み増すとともに、負担感が大きい低所得世帯の支援強化のため、新たに「低所得世帯支援枠」を創設する（住民税非課税世帯1世帯当たりの予算の目安は3万円。ただし、支援の具体的な内容は地域の事情に応じて決められる）。

(2) 低所得の子育て世帯への給付金

- 低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり5万円を支給する。
 - ・児童扶養手当を受給するひとり親世帯、住民税非課税の子育て世帯にはプッシュ型で支給。
 - ・直近で収入が減少した世帯等についても、申請に基づき可能な限り速やかに支給。

この他、引き続き、事業者支援等の対策を実施するとともに、日々変化する物価や経済の動向を踏まえ、今後も機動的に対応していく。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

追加額1兆2,000億円(Ⅰ及びⅡの合計)

I. 低所得世帯支援枠(5,000億円)

- ・低所得世帯への支援枠を措置。
- ・1世帯当たりの予算の目安は3万円。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法(現物・現金)や1世帯当たり単価といった具体的な内容は地域の事情に応じて決められる。

(注)住民税非課税世帯×3万円及び事務費分を市町村に交付。

II. 推奨事業メニュー(7,000億円)

生活者支援

① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援
※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。

② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③ 消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援

高騰する配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援

⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援

地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、アフターコロナに向けた事業再構築を含めた事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。